

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面評価R6	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和6年4月4日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	28,270,000	-	公財	国認定	1		本業務は、前回の「北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面評価1」業務で工事の進捗に伴い調査対象外とした朝里トンネル出入口、横内トンネル出入口の沿線斜面4箇所と坑外に電気設備が取り付け(新小樽変電所、二股信号機器室及び立岩排水トンネル、富丘排水トンネルの沿線斜面4箇所)の計8箇所において、落石・地すべり等の斜面崩壊及び雪崩などに関する斜面防災対策の評価を行うとともに評価後の斜面管理図を作成し、列車走行における安全性検討の基礎資料とすることを目的とする。本業務の実施に当たっては、落石・地すべり等の斜面崩壊及び雪崩に関する調査、評価及び防災対策における専門的知識と高度な技術力が必要であるとともに、新幹線鉄道における斜面防災の安全性評価について豊富な知識と経験が不可欠である。 左記の者は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、鉄道の維持管理における落石の調査、評価および対策に関する技術的手法を取りまとめた「落石対策技術マニュアル 鉄道総研H31改訂」を編纂するなど斜面防災技術における学術的・技術的な実績を有している。また、雪崩に関する調査、評価、対策においても北海道新幹線(青函T出口・新函館間)、北陸新幹線(金沢・敦賀間)等の業務実績を有し、「なだれ対策の手引書(案) 鉄道総研H14J」の作成や定量的に雪崩危険度を評価する方法を開発するなど学術的・技術的な実績を有している。以上から、本業務を実施するに当たり、整備新幹線の斜面調査の実績と必要な専門的知識・経験および高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務においては、左記の者を特定の者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、左記の者以外の参加希望者はなく、「北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面調査」および「北海道新幹線、新函館北斗・札幌間斜面評価1」は随意契約として発注した。よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、防災システム開発R6	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和6年5月22日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	14,850,000	-	公財	国認定	1		青函トンネル地震防災システムについては、学識経験者、国土交通省、機構、JR北海道からなる「青函トンネル地震防災設備WG」により、平成29年度から「改修方針」について審議しており、システムの簡素化とともに、新幹線地震システムとの役割を明確にした改修が求められている。 本業務は、地震警報システム、早期地震検知警報システム、トンネル掘工ひずみ計及び湧水量検知装置で構成される青函トンネル地震防災システムについて、今後のシステム更新に向け、製作した機器の設置時の動作確認から切替までの動作確認試験に関する仕様検討を行うものである。この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、青函トンネル地震防災システムに関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見が必要とされる。 左記の者は、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人であり、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人として専門的知識、高度な技術力及び豊富な実績を有する。また、青函トンネル地震防災システムを当初開発した当事者であることから、唯一無二の機関である。 過去の同種業務においては、参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、左記の者以外の参加希望者はなかった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、「参加者の有無を確認する公募手続きの見直しについて(通知)」(H27.12.15経会第151215001号)に基づき、左記の者を相手方として随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	青函トンネル、列車火災検知装置開発R6	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和6年6月12日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	14,960,000	-	公財	国認定	1		青函トンネルの列車火災検知装置(以下「火検」という。))は赤外線温度計カメラを用いて高速で通過する列車の側面温度を非接触で測定し、列車の異常発熱(列車火災)を検知する地上システムであり、下り線4か所(Z1～Z4)及び上り線4か所(Z5～Z8)の合計8か所の検知点に設備している。 火検は学識経験者、国鉄及び公団により組織された、津軽海峡線輸送設備委員会及び火災対策委員会等の検討審議を経つつ、技術研究所(現在の左記の者)の研究開発の進捗を勘案し、現在の形となっている。 本業務は、生産中止となった現赤外線カメラ部品の新規開発に必要な赤外線センサーの検証、既存システムとの連携を考慮した新たなシステムの提案を行うものである。 この業務を効率的かつ円滑に遂行するためには、火検に関する専門的知識・経験及び高度な技術的知見を有するとともに、現検知システムについても熟知している必要がある。 左記の者は、火検を当初開発した当事者であることから、上記条件を満たす唯一無二の機関であるため、随意契約したものである。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札、応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	線路周辺画像解析システムを用いた建築限界確認手法の検討R6	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和6年7月17日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	25,960,000	-	公財	国認定	1		本業務は、北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の開業監査・検査時の建築限界確認において、画像解析システムにより線路周辺の支障物を確認する手法の検討を行うものであり、R5年度に取得した画像データを活用して、画像解析システムを用いた解析で、トンネル進入方向の急激な照度変化が与える影響把握を行う。また、北陸新幹線(金・敦間)の建築限界測定点群データと令和5年度に取得した点群データを比較して精度検証と死角箇所の補充可否の検討を行う。 受託者が鉄道構造物の設計・施工等に関して専門的な知識・経験を有し、新幹線構造物および附帯設備並びに建築限界の特性を熟知している必要がある。また、使用するシステムについては新線建設における開業監査・検査時、またはより条件が厳しい営業線の線路巡視・保守管理に適用されている実績がある等、開業監査・検査に耐え得る高い精度が担保されたシステムである必要がある。 左記の者は、鉄道技術に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、新設構造物および附帯設備並びに建築限界の特性を熟知している。また、鉄道構造物の維持管理技術に関する研究において、線路周辺画像解析エンジン(以下、「本解析システム」という)を開発し、実用化している。本解析システムは、作業車両の前面に設置したステレオカメラの撮影画像から建築限界内の支障物を検知することができ、且つ、測定結果を3次元データとして保存することにより、開業監査・検査等の建築限界確認に活用することができると考える。また、JR九州では2020年度から本解析システムを活用した列車巡視支援システムを開発し、在来線検査業務にて運用している。本解析システムに類するシステムは他になく、本解析システムの特許権を有する左記の者以外では契約の目的を達することができないため、随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	変電ポストにおける接地系統の調査研究2	契約担当役 鉄道技術センター長 渡邊 修 東京都港区芝公園2丁目4-1	令和6年7月24日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【公募】 左記の者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	34,980,000	-	公財	国認定	1		本業務は、変電ポスト構内での地絡事故等における大地電位上昇に対して、隣接している信号通信機器室内通信設備等への影響に関する測定及び検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、運用中の変電ポスト構内接地地を使用し大地電位傾度の測定及び調査を行い、信号通信機器室内の通信設備への電位の影響の有無を評価する業務であることから、その測定手法に精通した技術者を有する必要があるとともに、新幹線鉄道の変電設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	レール締結装置等画像判定技術の検討2	契約担当役 鉄道技術センター長 渡邊 修 東京都港区芝公園2丁目4-1	令和6年8月23日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	3012405002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	34,650,000	-	公財	国認定	1		本業務は、人による検定作業の省力化及び効率化を図ることを目的とし、人による目視または計測で行っている整備新幹線の監査検査における締結装置等の状態判定作業について、保守用車もしくはトロ等に搭載したレーザセンサやカメラにより取得した画像データを解析し、締結装置等の状態の良否を判定する技術を確立する事により、検査精度の向上および人による検定作業の省力化及び効率化を図ることを目的とする業務である。本業務を遂行実施するためには、スラブ軌道の構造および、画像解析等データを活用した技術開発に関する知見が不可欠である。 左記の者は、鉄道の将来に向けた研究開発日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)(昭和61年法律第87号)第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道のニーズに基づいた実用的な技術開発、鉄道に関わる諸現象解明のための基礎研究を行う法人であること、鉄道技術等に関する基礎から応用に至る総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道構造に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、在来線において線路の状況を撮影し、分析をして保線作業に生かす画像解析技術を開発していることから、本業務に必要な専門知識、経験、高度な技術力、豊富な実績及び検討結果の分析能力を持つ唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務において、左記の者を特定の人として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、左記の者以外の参加希望者はない状況であった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、特定の専門機関と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約したものである。	有

支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
											公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	プレキャスト弾性まくらぎ直結軌道におけるCAモルタル支持構造の水平抵抗力評価	契約担当役 鉄道技術センター長 渡邊 修 東京都港区芝公園2丁目4-1	令和6年9月19日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	30124050002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	21,967,000	-	公財	国認定	1		本業務は、都市鉄道で敷設される弾性まくらぎ直結軌道の道床プレキャスト化において課題となる水平抵抗力の評価を行う業務である。 業務の実施に関しては、従来とは異なる構造の設計照査を伴うため、軌道構造物の設計に関する高度な技術的知見が不可欠である。 左記の者は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発、調査等を行う法人であり、軌道構造の検討に関する専門的知識・経験及び高度な実績を有している。 また、本業務で評価を行う構造物は、施工性とコスト縮減の観点から本仕様を最小限に収めるため、左記の者が保有する特許（特許6265820）を用いた構造（まくらぎが受ける横荷重を効率的に良い道床幅で受け止める構造）を採用する必要がある。 以上より、本業務は特定の専門機関と契約することが明らかに合理的であると認められるため、本業務を実施できる唯一の者と判断し、随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	除雪車限界支障対策地上子の開発	契約担当役 鉄道技術センター長 渡邊 修 東京都港区芝公園2丁目4-1	令和6年10月1日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	30124050002559	【公募】 左記の者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	48,851,000	-	公財	国認定	1		本業務は、北海道新幹線の除雪車限界に支障しない地上子を開発し、その安全性・健全性を評価検証することを目的としている。地上子は車上装置との間で、列車制御に必要なキロ程情報の授受を行っている装置である。 業務遂行にあたっては、新幹線の列車制御に関する専門的な知識・経験が必要であるとともに、鉄道における運転保安設備の評価検証経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、随意契約したものである。	無
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	北海道新幹線、青函共用走行区間の高速化に向けた圧雪形成に関する調査	契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明 札幌市中央区北2条西1-1	令和6年10月24日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	30124050002559	【特命】 左記の者以外では契約の目的を達することができないため、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	80,245,000	-	公財	国認定	1		本業務は、北海道新幹線青函共用走行明かり区間における列車速度の高速化に向けて、共用走行区間及び新幹線専用区間において、軌間内の断面観測及び気象観測を実施し、フランチ通過部における圧雪の形成状況を調査するとともに、標準軌の輪重測定を実施し、形成された圧雪が列車走行に与える影響を調査することを目的としている。 北海道新幹線は、非常に厳しい寒冷・多雪地域である事に加え、青函共用走行明かり区間における三線軌区間においては、狭軌と標準軌間（S-Nレール間）の除雪が難しく、三線軌の圧雪形成による走行安全性が懸念されている。このため、当該区間において260km/hの高速走行を実現するためには、共用走行明かり区間と新幹線専用区間において、気象観測と軌間内積雪の断面観測を行い、圧雪の形成状況の評価することが必要となる。 本業務は専門性の高い調査研究業務であり、列車走行に關しての気象条件や雪害対策に精通し、鉄道構造物に対する調査の経験や既往の新幹線における除雪技術の方法・実績等に関する十分な専門的知識、高度な技術的知見が不可欠である。 左記の者は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条第1項の試験研究に関する業務を引き継ぐ法人として、鉄道技術等に関する基礎から応用にわたる総合的な研究開発及び調査等を行う法人であり、鉄道の気象防災における学術的・技術的な業務の経験や実績があることから、本業務を実施するにあたり必要な専門的知識・経験及び高度な技術力を有する唯一の機関であると考えられる。 なお、過去の同種業務において、左記の者を特定者として参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、左記の者以外の参加希望者はなかった。 よって、他に同種業務を実施できる者がなく、左記の者と契約することが、明らかに合理的であると認められるため、随意契約したものである。	有
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4020005004767	ライフサイクルコストを考慮したトロッコ線の開発・試験架設および測定	契約担当役 鉄道技術センター長 渡邊 修 東京都港区芝公園2丁目4-1	令和6年12月25日	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町二丁目8番地38	30124050002559	【公募】 左記の者を特定者として公募手続きを行ったところ、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、契約事務規程第38条第1項第1号工の規定を適用し、随意契約を締結したものである。	-	118,591,000	-	公財	国認定	1		本業務は、新型トロッコ線の開発および選定を行い、北海道新幹線の営業区間に新型トロッコ線を架設し、動特性測定および摩耗測定を行い、新型トロッコ線の評価を行うものである。 本業務の実施に当たっては、動特性測定および摩耗測定を行い、新型トロッコ線の評価する業務であることから、その測定手法に精通した技術者を有する必要があるとともに新幹線鉄道の電車線路設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。当該支出に係る競争性を高めるための参加意思確認書の提出を求める公示を行ったものの、要件を満たす参加希望者がなく左記の者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため、随意契約したものである。	無

（注1）公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。